

# みどりの鈴認知症介護実践者等養成施設学則

## (目的)

第 1 条 本校は、時代の要求に応じ、認知症介護実践者等養成事業実施要綱に基づいた認知症介護実践者等養成研修を通じて、令和3年4月より介護サービスに直接かかわる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に提供する。認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。人間性、倫理観を確固たるものにする事によって、地域福祉並びに社会福祉の向上に真に貢献できる人材の育成を目的とする。

## (事業者の名称)

第 2 条 本校は、株式会社吉昇幹が運営する。

## (事業者の所在地)

第 3 条 本校は、鈴鹿市住吉町6783番49に置く。

## (研修及び本校の名称)

第 4 条 研修及び本校の名称は、「みどりの鈴認知症介護実践者等養成施設」とする。

## (研修会場)

第 5 条 研修会場は、鈴鹿市住吉町6783番49みどりの鈴デイサービスセンター施設内とする。

(注)1 本来の実践者養成施設の教育に支障のない限り、当研修の教員、施設・設備等を利用して認知症介護実践者等養成施設以外の運営を行うものとする。

## (教職員の組織)

第 6 条 本校は、下記の教職員を配置する。※()は有資格

校 長 上地 伸哉 (社会福祉士・作業療法士・介護支援専門員・認知症介護実践者研修)

主任教員 鈴木 節子 (介護福祉士・認知症介護指導者養成研修)

事務職員 山村 愛梨

## (定員)

第 7 条 受講定員は1講座60名とする。学期数は最大6学期までとする。

## (修業年限)

第 8 条 修業年限は1日間とする。各講座の時間割・日程は別途定める。

## (受講時期)

第 9 条 本校の入学時期は、各学級の開講日とする。

## (休業日)

第 10 条 本校の休業日は学校長の判断により定められる。



(受講対象者)

第 11 条 受講の対象者は下記の条件を満たす者とする。

研修の受講対象者については、国要綱及び課長通知の規定によるほか、主に県内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第24項に規定する介護保険施設、法第41条に規定する指定居宅介護サービス事業所又は法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業所等(以下「介護保険施設・事業所等」という。)の介護職員等とすること。

(受講手続き)

第 12 条 株式会社吉昇幹が定める指定の期日までに受講を申し込み、受講料を支払うものとする。

(養成課程)

第 13 条 みどりの鈴認知症介護実践者等養成施設の研修科目は、面接課程を主にて実施する。なお、面接授業の科目は認知症の人と理解と対応の基本及び認知症ケアの実践上の留意点とする。

(面接授業による実施方法)

第 14 条 面接授業の実施方法は下記の通りとする。

- 1 面接授業は指定された日に研修会場で実施する。出欠確認のため、受講者は認め印を持参し、面接授業の度に当研修の指導教員が用意する出席簿に押印する。
- 2 面接授業に出席する条件として、期日までに通信課程の課題もしくはレポートを提出し、C評価以上を受けることが必要となる。(第14条2項参照)
- 3 面接授業を全受講者が安全に行うのにあたり、感染症に感染した者、あるいは感染症の疑いがある者は受講できないものとし、授業の実施時期を変更する。
- 4 評価は、全日程の面接授業に出席した者を対象に行う。指導教員が成績の評価を実施する。

(科目及び履修方法)

第 15 条 科目及び履修方法は下表の通りとする。

科 目	時間数	履修方法
認知症の人と理解と対応の基本	180分	面接課程(学則第14条参照)
認知症ケアの実践上の留意点	180分	面接課程(学則第14条参照)
合計履修時間	360分	

(研修修了の認定方法)

第 16 条 研修終了の認定方法については下記の通りとする。

- 1 所定の面接授業全て合格した受講者を対象に、修了評価試験を実施する。
- 2 修了評価試験の評価は5段階(優、良、可、否)でおこない、優、良、可を修了評価試験合格の基準とする。

出題問題については、面接授業の要点の履修内容とする。

評価基準	評 価	合 否
90点以上～100点	優	合 格
80点以上～89点	良	
70点以上～79点	可	
69点以下	否	不 合 格

- 3 修了評価試験合格者にたいして、実務者研修修了証明書を交付する。



- 4 修了評価試験に不合格の場合は申請により再試験を実施する。この場合の再試験料は、2,000円とする。

(受講料)

第 17 条 みどりの鈴認知症介護基礎研修の受講料は下表の通りとする。

受講者の有する資格	受講料(税込み)
無資格	4,000円
介護職員基礎研修終了者	4,000円
介護職員初任者研修修了者	4,000円
訪問介護1級研修修了者	4,000円
訪問介護2級研修修了者	4,000円
訪問介護3級研修修了者	4,000円

(自主退学)

第 18 条 みどりの鈴認知症介護基礎研修を退学する場合、みどりの鈴認知症介護基礎研修の退学届を提出し、許可を得なければならない。

なお、退学した場合、受講料の返金は一切行わないものとする。

(休学・復学)

第 19 条 みどりの鈴認知症介護基礎研修を休学または復学する場合、休学・復学届を提出し、許可を得なければならない。

原則、休学した場合についても受講料の返金は一切行わないものとする。

(補 講)

第 20 条 やむを得ない事由で面接授業の一部を欠席した場合は、補講申請書を提出し、次回以降の講座で該当科目の補講を受けることができる。この場合の受講料は無料とする。

(地 域)

第 21 条 みどりの鈴認知症介護基礎研修の受講者の地域は全国とする。

(賞 罰)

第 22 条 みどりの鈴認知症介護基礎研修の成績優秀者に対し、模範修了生として表彰することがある。

また、受講生が次項のいずれかに該当した場合は、停学又は退学の措置を取ることができる。

- 1 学習意欲が見受けられない場合(学則第11条に非該当だと判断した場合)
- 2 他の受講生の迷惑になる行為をした場合
- 3 授業の妨害行為、施設設備等の破損行為のあった場合

なお、停学又は退学になった場合においても受講料の返金は行わないものとする。

(個人情報保護方針)

第 23 条 株式会社吉昇幹(以下「当社」といいます。)は、個人情報保護を当社の重要な責務と認識し、「みどりの鈴認知症介護基礎研修」を利用する個人及び法人の個人情報は、当社が定めるプライバシーポリシーに則り、その収集や取扱いには、細心の注意を払います。



## 個人情報について

### 1 個人情報とは

研修において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・住所・電話番号・電子メールアドレス等により特定の個人を識別できる情報をいいます。

### 2 個人情報の取得・保有・利用目的

研修において、当社は、以下の目的のため、個人情報を適法かつ公正な手段で取得・保有・利用させていただきます。当社は、本人の同意がある場合又は個人情報保護法その他法令により許容されている場合を除き、以下の目的達成に必要な範囲を超えて、取得した個人情報を利用しません。

- (1) 研修のサービスを提供するため。
- (2) 研修を安心・安全にご利用いただける環境整備のため。
- (3) 研修の運営・管理のため。
- (4) 研修、その他当社のサービスについての調査・データ集積、研究開発のため。
- (5) 当社がおすすめるサービスなどのご案内を送信・送付するため。
- (6) 当社と受講生の間での必要な連絡を行うため。
- (7) その他当社と受講生の間で同意した目的のため。
- (8) 上記(1)から(7)に付随する目的のため。

附則 この学則は、令和3年4月1日より施行する。

